

番号	制度名
文部科学省	
文科01	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置
文科02	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乘せ措置の恒久化）
文科03	史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額の拡充

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置	府省名	文部科学省
税目	所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、印紙税、地価税、個人住民税、法人住民税、住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、その他（都市計画税、特別土地保有税、地方消費税その他関連する税目（徴収規定等））		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 設定なし		○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。
 

[将来の見込み]

    - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、適用及び減収額の見込みが不透明である。
      - 達成目標（幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築）の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - 本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。
  - 同様の政策目的に係る他の政策手段がないことが説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑩ 政策目的への寄与（評価書中7③「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」欄への補足説明）

子ども・子育て新システムは、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を目指すものであり、その構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支援することができる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置【税目】 （国税9）（所得税：外、法人税：義、登録免許税：外、相続税：外、贈与税：外、消費税：外、印紙税：外、地価税その他の関連する税目・国税徴収法等：外） （地方税5）（個人住民税：外、法人住民税：義、住民税（利子割）、事業税：義、事業税（外形）：外、不動産取得税：外、固定資産税：外、事業所税：外、その他（都市計画税、特別土地保有税、地方消費税その他の関連する税目（徴収規定等）：外）
2	要望の内容	○平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、子ども・子育て新システムの議論が進められ、同年6月29日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。  ○「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、「事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する」とされており、これを踏まえ、学校教育法第1条の学校及び社会福祉法に基づく社会福祉事業に位置付けられる総合施設（仮称）に対して幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることや新システムに位置づけられる給付や事業等について必要となる税制上の所要の措置を講ずることを要望する。  ○子ども・子育て新システムの今後の進め方については、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」（平成23年7月29日少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣））において、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講ずることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」とされた。
3	担当部局	初等中等教育局幼児教育課 高等教育局私学部私学行政課
4	評価実施時期	—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》  すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、出産・子育て・就労の希望がかなう社会を実現することが必要であり、子ども・子育てを社会全体で支援するために、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。  《政策目的の根拠》 ○平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、子ども・子育て新システムの議論が進められ、同年6月29日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子ども・子育て新システムの基

		<p>本制度案要綱」が決定された。</p> <p>○「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、「事業ごとに所管や制度、財源が様々なに分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する」とされている。</p> <p>○子ども・子育て新システムの今後の進め方については、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」（平成23年7月29日少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣））において、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」とされた。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>施策目標 2-9 幼児教育の振興</p> <p>政策目標 6 私学の振興</p> <p>施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 —</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —</p>
8	有効性等	
	①: 適用数等	—
	②: 減収額	—
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間： ） —</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間： ） —</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間： ） —</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間： ）</p>

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。
10	有識者の見解		特になし

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）	府省名	文部科学省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑫ 税収減是認の効果の実績把握（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【修正前】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率を維持している。

【修正後】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率を維持している。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成 23 年度経済産業省アンケート調査に基づき、平成 21 年度の場合につき試算）。

・研究開発税制による研究開発投資押上げ額は 3078 億円と推計される。  
大企業及び中小企業：2565 億円（21 年度減収額）×1.2 倍（研究開発投資押上げ効果（※））＝3078 億円

（※）平成 21 年度アンケート調査においては、大企業分と中小企業分を合算の上、試算。

・これは、民間試験研究費約 12 兆円（21 年度実績額）を約 2.6%押し上げる効果をもたらし、対 GDP 民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【修正前】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。

【修正後】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成 23 年度経済産業省アンケート調査に基づき、平成 24 年度の場合につき試算）。

・研究開発税制による研究開発投資押上げ額は 3302 億円と推計される。  
大企業：2479 億円（24 年度減収見込額）×1.26 倍（研究開発投資押上げ効果）＝3125 億円  
中小企業：112 億円（24 年度減収見込額）×1.59 倍（研究開発投資押上げ効果）＝177 億円

・これは、民間試験研究費約 12 兆円（21 年度実績額）を約 2.8%押し上げる効果をもたらし、対 GDP 民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

・なお、上乗せ措置が恒久化された場合、上乗せ措置を考慮して研究開発投資計画を策定する企業は約 3.4 倍に増加すると想定されており、上乗せ措置の恒久化により、一層の研究開発投資の押し上げが期待できる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(上乗せ措置の恒久化) 【税目】 (国税10)(法人税:義)	
2	要望の内容	増加型・高水準型の恒久化	
3	担当部局	科学技術・学術政策局基盤政策課	
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和 42 年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和 60 年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成 5 年度創設 ・総額型:平成 15 年度創設 ・高水準型:平成 20 年度創設	
6	適用又は延長期間	・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型:平成 23 年度末まで ・高水準型:平成 23 年度末まで ・経済対策部分:(総額型控除上限 20%→30%については平成 23 年度末まで。繰越期間は最長平成 24 年度末まで)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比 4%以上にする。  《政策目的の根拠》 「2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比 4%以上にする。」 (新成長戦略:平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 科学技術・学術政策の総合的な推進 施策目標 7-4 科学技術システム改革の先導
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対 GDP 比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第 1 位)に維持する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対 GDP 比率の国際比較  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の 7 割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げるにより、国全体の研究開発投資の対 GDP 比率を高めることに大きく寄与することが可能。
8	有効性等	① 適用数等 ・利用実績(うち、税法上の中小企業分) <本租税特別措置全体> 平成 19 年度 8,479 事業年度(5,747 事業年度) 平成 20 年度 7,912 事業年度(4,657 事業年度) 平成 21 年度 7,172 事業年度(4,411 事業年度)	

	<p>&lt;増加型・高水準型&gt;  平成 20 年度 907 事業年度( 430 事業年度)  平成 21 年度 1,544 事業年度(1,019 事業年度)  (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。  なお、平成 18 年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータ  が表記されておらず、また増加型・高水準型の事業年度は平成 20 年度から表  記されている。)</p> <p>・将来推計(うち、税法上の中小企業分)  &lt;本租税特別措置全体&gt;  平成 22 年度見込み 8,727 事業年度(5,224 事業年度)  平成 23 年度見込み 6,485 事業年度(3,099 事業年度)  平成 24 年度見込み 6,660 事業年度(3,180 事業年度)</p> <p>&lt;増加型・高水準型&gt;  平成 22 年度見込み 1,442 事業年度( 877 事業年度)  平成 23 年度見込み 887 事業年度( 439 事業年度)  平成 24 年度見込み 857 事業年度( 390 事業年度)</p> <p>(出典:平成 23 年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推  計)</p> <p>・利用業種  下記の通り、幅広い業種で利用されている。  【平成 22 年度増加型・高水準型 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>利用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学</td> <td>44</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>電気機械</td> <td>19</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>窯業</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>7</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>精密機械</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>13</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>52</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 23 年度「経済産業省企業アンケート調査」より</p>	業種	利用企業数	(うち中小企業)	化学	44	3	電気機械	19	3	窯業	3	0	輸送用機械	7	3	精密機械	6	1	機械	13	3	その他	52	14
業種	利用企業数	(うち中小企業)																							
化学	44	3																							
電気機械	19	3																							
窯業	3	0																							
輸送用機械	7	3																							
精密機械	6	1																							
機械	13	3																							
その他	52	14																							
② 減収額	<p>・減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)  &lt;本租税特別措置全体&gt;  平成 17 年度 5,663 億円(307 億円)  平成 18 年度 5,820 億円(305 億円)  平成 19 年度 6,269 億円(167 億円)  平成 20 年度 2,881 億円(246 億円)  平成 21 年度 2,565 億円(131 億円)</p> <p>&lt;増加型・高水準型&gt;  平成 20 年度 178 億円(14 億円)</p>																								

	<p>平成 21 年度 133 億円(6 億円)</p> <p>(出典:国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p> <p>・将来推計(うち、税法上の中小企業分)  &lt;本租税特別措置全体&gt;  平成 22 年度見込み 3,059 億円(248 億円)  平成 23 年度見込み 2,915 億円(113 億円)  平成 24 年度見込み 2,591 億円(112 億円)</p> <p>&lt;増加型・高水準型&gt;  平成 22 年度見込み 221 億円(8 億円)  平成 23 年度見込み 151 億円(4 億円)  平成 24 年度見込み 126 億円(3 億円)</p> <p>(出典:平成 23 年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推  計)</p>																																																																													
③ 効果・達成 目標の実 現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 15 年～平成 20 年)  現在、我が国の官民合わせた研究開発投資の GDP 比率は 3.42%。主要先  進諸国の中で最高水準の対 GDP 研究開発投資比率を維持しているが、4%に  は届いていない。  なお、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせ  て達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促  進に資するものである点に留意。</p> <p>主要国の対 GDP 研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003 年</th> <th>2004 年</th> <th>2005 年</th> <th>2006 年</th> <th>2007 年</th> <th>2008 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.20</td> <td>3.17</td> <td>3.32</td> <td>3.41</td> <td>3.44</td> <td>3.42</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.13</td> <td>1.23</td> <td>1.34</td> <td>1.42</td> <td>1.44</td> <td>1.54</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.49</td> <td>2.68</td> <td>2.79</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.37</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.61</td> <td>2.54</td> <td>2.57</td> <td>2.61</td> <td>2.66</td> <td>2.77</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.68</td> <td>1.73</td> <td>1.75</td> <td>1.79</td> <td>1.77</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.08</td> <td>2.05</td> <td>1.97</td> <td>1.90</td> <td>1.84</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.28</td> <td>1.15</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.17</td> <td>2.15</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> <td>2.04</td> <td>2.02</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.52</td> <td>2.49</td> <td>2.49</td> <td>2.53</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.09</td> <td>1.13</td> <td>1.18</td> <td>1.19</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt;  主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置  の効果を通じて、民間研究開発投資の対 GDP 比率を世界最高水準に維持し  続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えら  れる。</p>		2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42	中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54	韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37	アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77	イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77	カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84	ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04	フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02	ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64	イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19
	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年																																																																								
日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42																																																																								
中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54																																																																								
韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37																																																																								
アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77																																																																								
イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77																																																																								
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84																																																																								
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04																																																																								
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02																																																																								
ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64																																																																								
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19																																																																								

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成20年)  
我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

<今後の達成予測>

主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年度～平成31年度)

平成23年度の減収見込み額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。

なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成24年度～平成33年度までの10年間とした。

<増加型・高水準型>

平成24年度の減収見込み額における、各租税特別措置の効果

・減収額:126億円程度(うち中小企業分3億円)

↓(マクロモデルによる計算)

・GDP押し下げ影響:約654億円(うち中小企業分:20億円)

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成33年度)

経済波及効果の試算(※23年度の経済産業省実施アンケートに基づく)

<本租税特別措置全体>

・平成24年度減収額 2591億円(うち中小企業112億円)

↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果

大企業:1.26倍

中小企業:1.59倍

・研究開発投資押し上げ額

大企業:3125億円(2480億円×1.26倍)

中小企業:177億円(112億円×1.59倍)

↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)

大企業:1兆2719億円

中小企業:728億円

・平成24年度の本租税特別措置全体による減収が、平成24年度～平成33年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果:1兆3447億円

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国においては、</li> <li>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。韓国に次いで2番目)、</li> <li>②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、</li> <li>③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。</li> <li>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。</li> <li>研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。</li> <li>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</li> <li>平成23年度経済産業省アンケート結果によれば、「上乗せ措置が継続される保証がないが恒久措置となれば計画に考慮」と回答する企業が半数近く(42%)存在し、上乗せ措置の恒久化が研究開発投資促進の大きなインセンティブとなることが期待できる。</li> </ul>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</li> <li>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</li> </ul>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	特になし	

## 別紙①「本租税特別措置全体における適用数・適用金額の算定根拠」

### 試算方法

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査（以下、企業アンケート）  
 大企業：技術振興課（送付2,068社。回収844社（回収率41%））  
 中小企業：中小企業庁（送付2,837社。回収626社（回収率22%））  
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」（以下、国税庁調査）

目的とする試算値：平成24年度の本租税特別措置の適用数及び適用金額

試算方法：【本ページ「総額型」における推計値】及び次ページ「増加型・高水準型」における推計値を合算し本租税特別措置全体の推計値としている

#### 「総額型」における推計値

①平成24年度試験研究費の回答がある企業（大企業198社、中小企業278社）において、企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率（端数あり）を算出

【適用数】（平成21年度国税庁調査：大企業2,236社、中小企業3,392社）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	3.7%	4.3%		<u>4.0%</u>
中小企業	1.5%	1.6%		<u>1.5%</u>

【適用金額】（平成21年度国税庁調査：大企業2,307億円、中小企業125億円）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	27.7%	25.4%		<u>26.5%</u> +=
中小企業	1.6%	1.9%		<u>1.7%</u>

②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数（推計）】

	アンケート結果	平均カバー率	＝	適用数（推計）
大企業	120社	÷ 4.0%	＝	3,013社
中小企業	43社	÷ 1.5%	＝	2,790社



【適用金額（推計）】

大企業	626億円	÷ 26.5%	＝	2,357億円
中小企業	1.89億円	÷ 1.7%	＝	108億円

## 別紙②「増加型・高水準型における適用数・適用金額の算定根拠」

### 試算方法

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査（以下、企業アンケート）  
 大企業：技術振興課（送付2,068社。回収844社（回収率41%））  
 中小企業：中小企業庁（送付2,837社。回収626社（回収率22%））  
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」（以下、国税庁調査）

目的とする試算値：平成24年度の上乗せ措置の適用数及び適用金額

試算方法：①平成24年度試験研究費の回答がある企業（大企業198社、中小企業278社）において、企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率を算出

【適用数】（平成21年度国税庁調査：大企業525社、中小企業1,019社）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	6.1%	4.2%		<u>5.1%</u>
中小企業	3.0%	1.1%		<u>2.1%</u>

【適用金額】（平成21年度国税庁調査：大企業127億円、中小企業6億円）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	62.3%	35.3%		<u>48.8%</u>
中小企業	1.9%	0.9%		<u>1.4%</u>

②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数（推計）】

	アンケート結果	平均カバー率	＝	適用数（推計）
大企業	24社	÷ 5.1%	＝	467社
中小企業	8社	÷ 2.1%	＝	390社

【適用金額（推計）】

大企業	60億円	÷ 48.8%	＝	123億円
中小企業	5百万円	÷ 1.4%	＝	3億円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額の拡充	府省名	文部科学省
税目	所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性			
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
その他			
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

【○】：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 【※】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 【◎】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）は「10年後に史跡等の公有化率を70%とすること」を目標とし、本租税特別措置等の達成目標への寄与は「アンケート結果における、土地の所有者が、譲渡に応じた主な理由が本税制措置であると回答した割合（45%）」と説明されているが（別紙7参照）、達成目標（測定指標）（史跡等の公有化率）に対する「史跡の買い上げ側である地方公共団体に対する補助」と「租税特別措置による地権者に対する地方公共団体への売却意志決定の促進」の寄与度が説明されておらず、本租税特別措置が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比して説明しているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

⑩ 達成目標（史跡等の公有化率の向上）の実現状況について、「公有化率増加推定値約1.2%」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比して説明しているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑩ 達成目標（史跡等の公有化率の向上）の実現状況について、「平成24年度以降の単年度の公有化率増加推定値1.2%」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
史跡等の公有化については、文化財保護法においても地方公共団体による公有化に対する補助について規定（同法第129条）している。また、実態としても、補助率の面では史跡等の整備や活用に対する補助率（50%）と比べて公有化に対する補助率はその重要性を踏まえ、80%と高率としている。

（参考）文化財保護法（昭和25年法律第214号）

（管理団体による買取りの補助）

第二百九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

史跡等の公有化は、当該土地の整備や保存・保全措置の円滑な実施を確保する観点から、史跡等の土地のうち、これらへの協力を期待できる寺社有地（全体の約30%）を除く個人所有等の民有地を対象として公有化（公有化率70%）することを目標としている。

また、目標達成期間は、地方公共団体が自主的に計画を立てて実施するものであるが、概ね10年程度としており、10年後（平成33年度）に公有化率を70%とすることを目標とする（考え方については別紙1参照）。

一方、公有化は着実に進捗しているものの、新たな指定を毎年行い、公有化の対象となる土地が増加してきたことから、目標の達成には至っていない。

（参考）史跡等の指定件数の推移（平成19年～平成23年）

指定件数（件）

	史跡	名勝	天然記念物
H19.3	1598	345	975
H20.3	1622	349	982
H21.2	1640	351	980
H22.2	1661	357	980
H23.3	1681	360	985

※1件で複数の指定を受けているものについてはそれぞれカウント

- ④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

・目標値・達成時期について

史跡等の公有化は、当該土地の整備や保存・保全措置の円滑な実施を確保する観点から、史跡等の土地のうち、これらへの協力を期待できる寺社有地（全体の約30%）を除く個人所有等の民有地を対象として公有化（公有化率70%）することを目標としている。

また、目標達成期間は、地方公共団体が自主的に計画を立てて実施するものであるが、概ね10年程度としており、10年後（平成33年度）に公有化率を70%とすることを目標とする。

・目標達成に対する寄与度について

別紙7参照

- ⑤⑦ 適用数等の実績把握・将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

別紙2、別紙4参照

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年3月時点での史跡数は1681件であり、公有化面積は累積で増加するため、平成22年度の適用件数（212件）をみても当初の想定外に僅少ではない。

本税制は、同一史跡等内の土地について、複数年度に渡って買い上げを行う場合であっても、適用は1度のみとしており（別紙3参照）、特定の者に適用が偏ることはない。

- ⑧ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

法人税 約9億5400万円（試算方法は別紙5参照）

- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

法人税 平成24年度以降の単年度 約20億9880万円（試算方法は別紙6参照）

- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

別紙4参照

平成24年度以降の単年度の公有化率増加推定値 1.2%（別紙1より抜粋）

- ⑫ 税収減是認の効果の実績把握（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

平成22年度の減収額は、約9億5400万円であり、302haの公有化が実現されているものの、公有化率では新規の史跡等の指定が行われたため、ほぼ横ばいとなっている。

史跡等の公有化の促進は、城跡における城の復元や、説明施設の整備、防災整備などを各個人所有者の同意や負担の問題を公有化により解消でき、地域の活性化に資するものである。具体的には、国指定史跡平城宮跡では平成22年4月に大極殿の復元を行い、同月の公開から6ヶ月で約360万人の来場があり、地域活性化に与える影響は多大なものがある。

（参考1）史跡の公有化率（平成20年度～平成22年度）

平成20年度 57.5%

平成21年度 57.9%

平成22年度 57.7%

(参考2) 史跡の指定地及び公有化の状況 (平成22年度)

(ha)

	国有地	自治体 有地	社寺 有地	民有地	合計
21年度末	5,686	9,249	3,923	6,957	25,815
指定による 増減	223	195	453	101	972
公有地化による 増減	2	107		△ 109	△ 0
22年度末	5,911	9,551	4,376	6,949	26,787

【別紙1】

### 公有化達成目標の考え方

平成24年度以降の単年度の公有化率増加推定値 1.2%

(考え方) 公有化率増加推定値

- 今年度市町村を対象に実施した調査結果では、通常、市町村は公有地化について長期間の買上げ計画を立てて対応するものであり、回答のあったもののうち、7割以上が10年以上となっているため、10年間で公有化を進めることとし、平成24年度から10年間で達成することを目標とする。
- 公有化率の目標は国・地方合わせて70%としており、国・地方の公有化率は平成22年度末で57.7%であり、現行の国・地方比率で70%を目指した場合、70%と57.7%の差である12.3%を計画期間の10年間で達成することとし、単年度の増加推定値は約1.2%と設定する。

(参考) 史跡の公有化率 (平成20年度～平成22年度)

平成20年度 57.5%  
 平成21年度 57.9%  
 平成22年度 57.7%

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み (評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

平成24年度以降の単年度の減収見込み額は約20億9880万円であり、665haの公有化が実現され、約1.2%ずつ公有化率が上昇すると考えるが、新たな史跡等の指定によって公有化率の上昇は鈍化する可能性がある。

一方、史跡等の公有化の促進は、城跡における城の復元や、説明施設の整備、防災整備などを各個人所有者の同意や負担の問題を公有化により解消でき、地域の活性化に資するものである。具体的には、国指定史跡平城宮跡では平成22年4月に大極殿の復元を行い、同月の公開から6ヶ月で約360万人の来場があり、地域活性化に与える影響は多大なものがある。

⑭⑮ 租特の手段をとる必要性・適切性 (評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明)、他の政策手段との役割分担 (評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明)

史跡等の公有化は、地方公共団体による買上げ費用への国庫補助 (財政負担軽減措置) と、地権者による地方公共団体への当該土地に係る売却意思決定の促進を図ることが重要であり、予算措置と税制措置は公有化の促進という目標は同じであるが、それぞれの施策が作用する対象者と効果が異なり、双方が補完し、相まって働くものである。

公有化に伴う税制措置が設けられていることにより、個人・法人所有者が史跡等の譲渡先を考慮する際に、国等への譲渡が促され、史跡等の公有化が促進される。また、史跡等の指定に際しては、土地等の所有者の同意をとることとしており、公有化を前提とした史跡等への指定に際しても、所有者の同意取り付けを容易にするものである。

【別紙2】

史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額に関する実績

1. 平成22年度実績

【所得税】

平成22年度 651件 ※調査実績をもとに推計（集計途中）

（参考1：所得税推計方法）

史跡名勝天然記念物を有する市町村で構成する全国史跡整備市町村協議会（524市町村）を対象に調査を実施。

161市町村からの回答では200件であるので、524市町村で割り戻すと、  
件数：524（市町村）×200（件）／161（市町村）＝**651件**

【法人税】

平成22年度 212件 ※調査実績をもとに推計（集計途中）

（参考2：法人税推計方法）

史跡名勝天然記念物を有する市町村で構成する全国史跡整備市町村協議会（524市町村）を対象に調査を実施。

161市町村からの回答では65件であるので、524市町村で割り戻すと、  
件数：524（市町村）×65（件）／161（市町村）＝**212件**

2. 平成21年度以前の実績（推計）

地方公共団体による公有化により平成22年度に増加した公有化済み面積は302haであり、当該増加面積に基づく平成22年度の実績は上記1. のとおりであることから、公有化済み面積の増加を基に平成21年度以前の実績を推計すると以下表2のとおりとなる。

（表1）史跡における地方公共団体所有地面積の推移（平成17年度～平成22年度）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地方公共団体有地（ha）	8,277	8,420	8,688	8,868	9,249	9,551

前年度からの増加面積（ha）	133	278	180	381	302
----------------	-----	-----	-----	-----	-----

（表2）推計実績（平成18年度～平成21年度）※平成22年度は実績値

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
個人（件）	287	599	388	821	651
法人（件）	93	195	126	267	212

（個人の実績の計算式）

（ある年度の実績）＝ 651件（平成22年度実績）× α（ある年度の前年度からの増加公有地面積）／ 302ha（平成22年度の前年度からの増加公有地面積）

（法人の実績の計算式）

（ある年度の実績）＝ 212件（平成22年度実績）× α（ある年度の前年度からの増加公有地面積）／ 302ha（平成22年度の前年度からの増加公有地面積）

18財記念第 32号  
平成18年 8月 3日

【別紙4】

各都道府県教育委員会  
文化財行政主管課長 殿

文化庁文化財部記念物課長  
岩本 健吾

租税特別措置法第34条に係る取り扱いについて（通知）

貴都道府県におかれましては、かねてから史跡の保存・活用についてご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、先般、財務省税制当局より、租税特別措置法第34条に係る取り扱いについて、「文化財保護法の規定により指定された土地の買取りにあたり、二千万円特別控除を連年適用している実態がある」旨の指摘があり、過日、全国調査を行ったところであります。

調査の結果、過去5年間で二千万円特別控除を連年適用している自治体は28市町あり、中には5年間毎年適用しているところもありました。

文化財保護法により指定された土地については、法律の規定による権利制限等に伴う買取請求により土地の買取りが行われるものであり、土地の分筆による売却自体想定し難いことが考慮されて、平成8年の法改正の際、二千万円控除の連年適用排除の対象から除外されたものであります。

税負担の公平性の観点からも、史跡等の公有化を行う際には、地権者に対し上記のような法の趣旨を適切に説明していただき、今後、連年適用する事態のないようご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

## 史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額に関する将来適用予測

### 1. 平成22年度実績

【所得税】

平成22年度 651件 ※調査実績をもとに推計（集計途中）

（参考1：所得税推計方法）

史跡名勝天然記念物を有する市町村で構成する全国史跡整備市町村協議会（524市町村）を対象に調査を実施。

161市町村からの回答では200件であるので、524市町村で割り戻すと、  
件数：524（市町村）×200（件）／161（市町村）＝651件

【法人税】

平成22年度 212件 ※調査実績をもとに推計（集計途中）

（参考2：法人税推計方法）

史跡名勝天然記念物を有する市町村で構成する全国史跡整備市町村協議会（524市町村）を対象に調査を実施。

161市町村からの回答では65件であるので、524市町村で割り戻すと、  
件数：524（市町村）×65（件）／161（市町村）＝212件

### 2. 平成23年度以降の適用予測

平成22年度末時点において、寺社所有地を除く史跡指定地内の民有地は6,950haであり、これを10年間で公有化する。平成22年度に増加した公有化面積は302haであり、平成23年度は税制及び予算制度上は平成22年度と同条件であるため、平成23年度も302haの公有化が行われると考えられる。

平成23年度末時点での民有地は6,648haであり、これを平成33年度までの10年間で公有化するため、単年度では665haの増加となる。

平成22年度実績では、302haを公有化する際に、個人（所得税）では651件、法人（法人税）では212件であることから、公有化面積をもとに平成23年度以降の適用実績を予測すると以下表のとおりとなる。

(表) 将来の適用予測 (平成23年度～平成26年度)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
個人(件)	651	651	1433	1433	1433
法人(件)	212	212	467	467	467
増加公有 化面積 (ha)	302	302	665	665	665
民有地面 積 (ha)	6,950	6,648	5,983	5,318	4,653

(個人の推計の計算式)

(ある年度の実績) = 651件(平成22年度実績) × 665ha(平成24年度以降の単年度の増加公有地面積) / 302ha(平成22年度の前年度からの増加公有地面積)

(法人の予測の計算式)

(ある年度の実績) = 212件(平成22年度実績) × 665(平成24年度以降の単年度の増加公有地面積) / 302ha(平成22年度の前年度からの増加公有地面積)

【別紙5】

史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額を拡充した場合の減収見込額の積算根拠

史跡等の減収見込み額(平成22年度の調査実績のもとに推計(集計途中))

1. 国又は地方自治体が買上げた史跡等の買上げ件数、課税譲渡所得額

【所得税】

買上げ件数: 651件 ※調査実績のもとに推計(集計途中)

(参考1: 所得税推計方法)

史跡名勝天然記念物を有する市町村で構成する全国史跡整備市町村協議会(524市町村)を対象に調査を実施。(詳細は別添参照)

161市町村からの回答では200件であるので、524市町村で割り戻すと、件数: 524(市町村) × 200(件) / 161(市町村) = **651件**

【法人税】

買上げ件数: 212件

※調査実績のもとに推計(集計途中)

(参考2: 法人税推計方法)

史跡名勝天然記念物を有する市町村で構成する全国史跡整備市町村協議会(524市町村)を対象に調査を実施。

161市町村からの回答では65件であるので、524市町村で割り戻すと、件数: 524(市町村) × 65(件) / 161(市町村) = **212件**

2. 1年あたりの減収見込額

【減収見込額(所得税)】

- (1) 平成23年度以降の2000万円以上の買上げが占める割合: 50%程度(※参考)
- (2) 平成23年度以降の2000万円以上の買上げ件数: 651件 × 0.5 = 326件
- (3) 2000万円以上の買上げにおける1件あたりの平均額: 4687万円

(※参考) 平成23年4月1日時点で公有地化予定地のうち、1件あたりの譲渡額が2千万円を超える土地の割合(集計途中)

・ほぼすべての買上げが2000万円以上 9%

- ・ 7割程度の買上げが2000万円以上 7%
- ・ 5割程度の買上げが2000万円以上 8%
- ・ 3割程度の買上げが2000万円以上 8%
- ・ 1割程度の買上げが2000万円以上 8%
- ・ ほとんどない・すべて公有化済み・不明 60%

【別紙6】

### 史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損算入限度額に関する将来の減収見込み額

#### (4) 1年あたりの減収見込額

$$\{([2000\text{万円以上の買上げにおける1件あたりの平均額}]と「拡充後の特別控除額」いずれか低い額) - (拡充前の特別控除額)\} \times \text{平成23年度以降の2000万円以上の買上げ件数} \times \text{課税率}$$

$$= (4687\text{万円} - 2000\text{万円}) \times 326\text{件} \times 0.15 = 13\text{億}1394\text{万円}$$

#### 【減収見込額（法人税）】

- (1) 平成23年度以降の2000万円以上の買上げが占める割合：50%程度（※参考）
- (2) 平成23年度以降の2000万円以上の買上げ件数：212件  $\times$  0.5 = 106件
- (3) 2000万円以上の買上げにおける1件あたりの平均額：9億4596万円
- (4) 1年あたりの減収見込み額
 
$$\{([2000\text{万円以上の買上げにおける1件あたりの平均額}]と「拡充後の特別控除額」いずれか低い額) - (拡充前の特別控除額)\} \times \text{平成23年度以降の2000万円以上の買上げ件数} \times \text{課税率}$$

$$= (5000\text{万円} - 2000\text{万円}) \times 106\text{件} \times 0.3 = 9\text{億}5400\text{万円}$$

### 3. 結論

よって、史跡等の公有化についての減税見込額は、

所得税は約**13億1394万円**、法人税は約**9億5400万円**となり、  
合計約**22億6794万円**

#### 1. 平成22年度減収見込み額

別紙6で示したとおり、平成22年度の減収見込み額は以下のとおりである。

所得税は約**13億1394万円**、法人税は約**9億5400万円**、

#### 2. 平成24年度以降の減収見込み額

別紙5で示したとおり、平成24年度以降の増加公有化面積は、平成22年度の増加公有化面積の2.2倍（665ha / 302ha）であるため、平成24年度以降の単年度の減収見込み額は、上記1.で示した平成22年度減収見込み額の2.2倍と考えられ、以下のとおりである。

所得税は約**28億9067万円**、法人税は約**20億9880万円**

(個人の予測の計算式)

(ある年度の実績) = 13億1394万円 (平成22年度)  $\times$  2.2倍

(法人の予測の計算式)

(ある年度の実績) = 9億5400万円 (平成22年度)  $\times$  2.2倍

【別紙7】

史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額における指標（公有化率）への寄与について

本税制に関する平成22年度実績調査において回答のあった市町村のうち、10市町を対象に行ったアンケート結果によれば、当該土地の所有者（個人又は法人）が譲渡に応じた理由が本税制措置であるため、と市町が回答した件数は、当該10市町が平成22年度に公有化した件数のうち、半数近く（79件、約45%）であり、本税制措置の拡充が、史跡等の公有化促進の大きなインセンティブになることが期待できる。

なお、所有者が譲渡に応じた具体的な理由については、下記参照。

（参考）所有者が応じた理由の内訳

	理由	件数	割合
◎	買上げ額では不十分であるが、特別控除があり、通常の売買より有利であるため	79	45%
	規制が課され維持管理が難しいので、国に管理してもらった方がよい	57	33%
	地域の活性化に貢献したい	29	17%
	農地等であり、通常で売買するより高く売ることができるため	10	6%
	合計	175	100%

◎特別控除により、公有化が実現した件数・割合

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額の拡充 【税目】 （国税8）（所得税：外、法人税：義） （地方税4）（個人住民税：外、法人住民税：義、事業税：義）
2	要望の内容	個人又は法人が史跡名勝天然記念物として指定された土地を国又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得について、現行の控除額・損金算入限度額を2千万円から5千万円に引上げる。
3	担当部局	文化庁文化財部記念物課
4	評価実施時期	平成24年度以降
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年度 上限 300万円（創設） 昭和46年度 上限 1,200万円（要望） 昭和49年度 上限 2,000万円（措置）（現在に至る） 平成2年度 上限 4,000万円（要望） 平成3年度 上限 4,000万円（要望）
6	適用又は延長期間	—
	必要性等	<p>①：政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 史跡等は我が国の歴史を具体的に示す遺跡や、国土美を代表する景勝地や古庭園、国土の自然を記念する動植物等のうち重要なものとして文部科学大臣が指定したものであり、いずれも日本の歴史、文化、国土の成り立ちを物語る記念物として後世に伝えるべき貴重な財産である。</p> <p>史跡等の維持管理には多額の経費がかかるとともに、各種の行為規制が課されるため、経済的事情等の問題から個人・法人所有者が適切な管理を行うことができない場合がある。したがって、史跡等の適切な管理の観点から、国又は地方公共団体による公有化を促進することが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》 公有化に伴う税制措置が設けられていることにより、個人・法人所有者が史跡等の譲渡先を考慮する際に、国等への譲渡が促され、史跡等の公有化が促進される。また、公有化を前提とした史跡等への指定に際しても、所有者の同意取り付けを容易にするものである。</p> <p>このことは、多様な主体の参加が期待される史跡等において、地権者の理解と協力を得た円満な用地交渉を経ることにより、史跡等を核とした観光振興の推進、ひいては、地域経済の活性化を早期に実現することにもつながる。</p> <p>②：政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 12 文化による心豊かな社会の実現 施策目標 12-2 文化財の保存及び活用の充実</p>

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 史跡等の買上げ事業（公有化助成事業）等の予算措置と併せて推進することにより、史跡等の公有化予定率を高めることで、史跡等の適切な保存・活用を図る。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 史跡等の公有化率
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本要望の措置により、国等への史跡等の譲渡がさらに促進され、文化財のき損・滅失防止に資することになるとともに、その後の整備も推進されることが期待できる。
8 有効性等	① 適用数等	(参考) 【法人税】 212 件、約 78 百万円 ※調査実績をもとに推計
	② 減収額	954 百万円
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 22 年度) 指定面積から社寺有地を除く面積（公有化対象地）の 6 割未満（57.7%）を公有化
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間： ) 公有化率増加推定値 約 1.2%
	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間： ) 近年 3 年間の公有化率を検証してみると、以下の通り公有化率はほぼ横ばいで推移しており、租税特別措置が拡充されなかった場合、今年度の公有化率も同様に上昇しないことが予想される。 平成 20 年度 57.5% 平成 21 年度 57.9% 平成 22 年度 57.7%	
	《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間： ) 史跡等の公有化が促進し、適切な整備を図ることができる。	
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	平成 22 年度の公有化の実績は 866 件（推計）あり、本税制優遇措置を活用して公有化が促進されている。本要望により、個人・法人所有者から国等への譲渡が促され、史跡等の公有化が促進されるとともに、公有化後の整備事業も促進されるため、本要望措置は妥当である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制措置は、史跡等の土地の所有者に対するものであるが、予算措置は、買上げを行う地方公共団体に対するものである。両措置が相互にあいまって働くことにより、史跡等の公有化が促進される。 ※史跡等公有化助成国庫補助事業 (平成 23 年度予算：13,626 百万円)

	③ 地方公共団体が協力する相当性	史跡等の公有化は国又は地方公共団体が実施
10	有識者の見解	特になし